様式第４

AFA〇〇

 年　月　日

事業者名

代表者役職　氏名　殿

 独立行政法人日本貿易振興機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　佐々木　伸彦

令和2年度輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材

魅力発信等支援事業の実施計画の承認及び同補助金の交付決定について

　2020年　月　日付けで申請のありました令和2年度輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業実施計画の承認申請及び同補助金の交付申請については、令和2年度輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業実施要領（以下「要領」という。）第６の1の(5)の規定に基づき、実施計画を承認するとともに、同補助金を下記のとおり交付することに決定しましたので、その旨通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、2020年　月　日付けで申請（以下「申請書」という。）のありました令和2年度輸出を支える小売・飲食店、輸入商社等を活用した日本産食材魅力発信等支援事業とし、申請書記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する補助金の額は、次のとおりとします。

　　補助金の額　金　〇〇,〇〇〇円

　　ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

1. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、申請書の経費の配分欄記載に基づくとおりとします。
2. 補助金の確定額は、補助対象経費の配分経費ごとの実支出額に1/2を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とします。
3. 補助金交付の条件は次のとおりとします。

（１）（補助交付者名）は、本事業の実施に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるもののほか、国が定める実施要綱、交付要綱、実施要領及び独立行政法人日本貿易振興機構が定める実施規程及び要領並びにこの通知の定めるところに従わなければなりません。

　　　また、善良なる管理者の注意をもって事業を行うとともに、外国の現地事業実施者に適切に事業を行わせなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

　①　適正化法第17条第１項の規定による交付決定の取消し、同法第18条第1項の規定による補助金等の返還又は同法第19条第1項の規定による加算金の納付

　②　適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

　③　相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

　④　農林水産省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

　⑤　補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

（２）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければなりません。

（３）補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、補助事業の実績報告を行うに当たって消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければなりません。

（４）実績報告の提出後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において（３）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告するとともに、返還命令を受けて、これを返還しなければなりません。また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、指示に従い、その状況等について報告しなければなりません。

1. 補助金の交付の対象となる事業に関わる者が、他の補助事業を実施している場合には、補助金の交付対象が重複しないよう適切に区分して事業を実施しなければなりません。

以　上